

平成30年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
耕地課	平成30年度 国営造成施設管理体制整備促進事業計画策定業務委託	平成30年度 国営造成施設管理体制整備促進事業計画策定業務	平成30年11月5日 ~ 平成31年3月20日	滋賀県土地改良事業団体連合会	5,292,000	本業務を遂行するには、土地改良区の運営や土地改良事業に関する知識が必要で、また、土地改良区との協議調整力が必要である。 そのため、受注者として県内の改良区の運営状況を熟知している当該者以外に条件を満たす団体が存在しないため。	2	3イ
農村振興課	平成30年度第2号 滋賀2期地区ため池下流影響度調査業務委託	平成30年度第2号 滋賀2期地区ため池下流影響度調査業務	平成30年12月12日 ~ 平成31年3月25日	滋賀県土地改良事業団体連合会	9,288,000	本業務は、ため池簡易氾濫解析による下流の影響度調査である。 当該団体は本年度実施したため池緊急点検等でため池の現状や下流域の状況を熟知しており、また、「滋賀県農地・農業水利施設管理システム」の運用管理者としてため池の情報を管理していることから、本業務を円滑かつ迅速に遂行できる唯一の団体であるため。	2	3イ
東近江農業農村振興事務所 (田園振興課)	県営尻無北部地区換地処分等委託事務	換地処分等委託事務	平成30年8月28日 ~ 平成31年3月15日	尻無北部土地改良区	8,700,000	換地を行うための事務は、換地の総合的な調整と地元の実情に精通している機関が実施することが最も必要であり、土地改良区または市町(土地改良区のない地区)が実施することが適当であるため。	2	3イ